

小学校の校庭で遊ぼう!

～開放校・開放日を拡大します～

校庭(遊び場)開放

小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として、主に日曜日の日中に開放しています。開放日には指導員を配置し、子どもたちへの安全指導を行うことで危険防止に努めています。

4月からは新たに晴海西小学校で事業を開始します。また、明石小学校での開放日も拡大します。

別表のとおり

◎夏季・冬季・春季休業期間は未実施。

◎学校行事などにより中止となる場合があります。

対各学校通学区内に在住の幼児・児童

◎幼児は保護者の同伴が必要です。

◎通学区の学校が実施していない場合は他の学校を利用できます。

自転車・キャッチボール

校庭(遊び場)開放の一環として、子どもたちが保護者と自転車やキャッチボールの練習をすることができます。4月からは明石小学校でも練習ができるようになります。

詳しくはHPをご確認ください。

場明石小学校(4月から)

明正小学校

日本橋小学校

月島第一小学校

対区内在住の幼児・児童

◎保護者の同伴が必要

共通

申当日、直接会場へ(雨天中止)。

問学校施設課施設管理係

☎(3546)5309

別表(赤字は4月からの変更点)

開放校	開放日	開放時間
中央小学校	日曜日(不定期)	◎通常月 午前10時～午後4時 ◎7月・9月 午前9時30分～11時30分 午後2時30分～4時30分 ◎1月・2月 午前10時～午後3時
明石小学校	第2・4日曜日	午後1時15分～午後4時15分
明正小学校	第1・3・5日曜日	午前9時～正午
日本橋小学校	第1・3・5日曜日	午前9時45分～午後4時15分
佃島小学校	第2・3・5日曜日	午前9時45分～午後4時15分
月島第一小学校	日曜日	午前9時～正午
月島第二小学校	第1日曜日	午前9時45分～午後4時15分
月島第三小学校	第4日曜日	午前9時45分～午後4時15分
豊海小学校	日曜日(不定期)	午前10時～午後4時
晴海西小学校	日曜日	午前9時30分～午後4時

詳しくは区HPへ
(自転車・キャッチボール)



食品衛生

出前講座

保健所の食品衛生監視員がご要望に合わせて食品衛生に関するさまざまなテーマでお話をします。

日平日午前9時～午後5時の1時間程度
(この他の日時を希望する場合は応相談)

場区内の会場を受講者が確保してください。

対区内在住・在勤者(おおむね10人以上のグループ)

内受講者の希望に応じたテーマでお話します。

[具体的なテーマ例]

- ・ノロウイルスによる食中毒の予防
- ・親子で学ぼう手洗いの大切さ
- ・食肉の生食について
- ・シルバー世代の食品衛生
- ・食品の表示について
- ・家庭での食中毒予防全般について

◎希望により簡単な検査器材を使用した「正しい手洗い方法」が体験できます。

申電話で問へ。

問中央区保健所生活衛生課食品衛生担当

☎(3541)5939

広報モデルの募集

～一緒に中央区の魅力を発信しませんか～

広報紙をはじめとした区の広報媒体に登場いただける方を募集します。興味のある方はぜひお申し込みください。

応募資格

- 次のすべてを満たす方
- ・区内在住・在勤・在学の個人または家族(未成年者は保護者の承諾が必要)
- ・暴力団など反社会的勢力の関係者でない方
- ◎営利目的の宣伝・広告活動、政治・宗教活動などの目的での応募はできません。

活動内容

広報紙などの制作・編集にあたり、掲載する写真の撮影や事業の体験参加にご協力いただきます。

応募方法

HPまたは、応募用紙(HPでダウンロード)と本人写真を郵送もしくは直接問へ。

[応募にあたっての留意事項]

- ◎応募者は広報モデルとしてリストに登録されます。区からの依頼を受けて、撮影などに協力いただくことで、区広報物に掲載されます。
- ◎登録により、広報紙などへの掲載を確約するものではありません。登録を終えても区からの依頼がない場合があります。
- ◎リストへの登録期間は登録年度から翌年度末とし、期間満了後にリストから抹消されます(延長可)。
- ◎区にお住まいの外国人の方も歓迎です。ぜひご応募ください。
- ◎撮影協力にあたっての報酬はありません。また応募費用や撮影場所までの交通費などは自己負担となります。

ります。
◎撮影した写真や動画などの著作権は中央区に帰属します。

問広報課広報係

〒104-8404

築地1-1-1

☎(3546)5218



◀過去の広報紙掲載例



詳しくは区HPへ



広報紙をご自宅へお届けします(個別配送)

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」を毎月(毎月1日号・15日号)お届けします。配送を希望する方はお申し込みください。

◎新聞を購読している方は申し込み不要です。

対区内在住者(1世帯に1通)

◎事業者は対象外

申申し込みフォーム、電話または申込書(HPでダウンロード)を直接、郵送、FAXで問へ。

◎区の委託業者が配送するため、配送先の住所と氏名を委託業者へ提供します。

◎区議会日より(年5回)も配送します。

◎1日から15日申し込み分は翌月1日

号から、16日から月末までの申し込み分は翌月15日号から配送します。

問広報課広報係

〒104-8404

築地1-1-1

☎(3546)5218

FAX(3546)2095



申し込み
フォーム



詳しくは
区HPへ

